

## 第17回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月) 午後2時00分～午後2時47分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(20名)
4. 欠席委員(3名)

### 5. 議案

#### 議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地  
利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員(3名)

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から8月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が14名出席、推進委員が6名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。今年の夏は、干ばつという予測をされてその通りになりましたし、カメムシの被害も事前に聞かされておられて、なかなか農家の方も苦労しながら対処をして参りましたが、十分な対応が出来なかった面もあるのではないのでしょうか。

また、皆様もご承知のとおり台風が発生して、数日中にこちらに向かってくるということです。数年に一度くらいの大きい強い台風だそうですので、皆さんも被害がないよう事前に対策を考えていただきたいですし、もし被害があった場合は、速やかに報告いただきたらと思います。

それでは、ただいまより第17回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、10件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第4号、非農地証明について、1件、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について、4件、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、3件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に

会長

ついて事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は10件でございます。議案書のほうは1ページから17ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議案第1号の1を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の18ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、田2筆、畑6筆、1,980㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、大阪府●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは松山市にお住まいで空き家バンクに登録しており、今回、住宅・田・畑を●さんに譲渡することになったそうです。●さんは、●に居住予定で近接地の田畑で露地野菜や柿・栗・柑橘を栽培予定であります。生産に必要な農機具は、草刈機1台を保有し、今後は軽トラ・耕運機を購入予定であります。また、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴2年、農作業の従事日数年間150日であり、新規就農であります。農業体験学習に行ったり、●の知り合いの農家から指導を受けており必要な技術はると見込まれます。また、申請地は徒歩で5分圏内にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のない

事務局

よう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

8月21日、農業委員の●さんと一緒に、●さんに電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、松山市にお住まいで住宅及び田畑が管理できないことから、今回、住宅も併せて●さんに贈与することになったそうです。●さんは、今回贈与される住宅に転居予定で、その横の農地で露地野菜・柿・栗・柑橘を栽培する計画であります。

また、●さんは農業歴が2年あります。草刈機を1台保有し、軽トラ・耕運機は今後購入予定です。また、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのことでした。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の18ページ19ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●・●・●の農地、畑21筆、35,274㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、今回、●さんは息子の●さんに農地をすべて贈与し、●さんが農業経営移譲を受けます。生産に必要な農機具は、軽トラやスピードスプレーヤー・ユニック車・管理機などを保有し、必

事務局

要な農機具があれば購入予定です。農作業経験は、農業歴10年、農作業の従事日数年間300日であり、農業に必要な技術はあります。また、申請地は車で20分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

8月17日、農業委員の●さんが現地を確認し、私が●事務所に電話で話を聞き、お互いが確認し合いました。

譲渡人の●さんは、息子の●さんに農地を贈与し、農業経営をまかせることになったそうです。

●さんは、農業歴が10年で、妻の●さんと一緒により一層農業に励まれるそうです。農業機具は、スピードスプレーヤー・ユニック車・軽トラ・管理機などを保有し、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して農業に励まれるとのことでした。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号の1、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第2号の1についてご説明いたします。地図の方は、21、22ページになります。20ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 1,601㎡です。申請人

事務局

は、内子町●の●さんで、転用の目的は、植林です。

転用の理由といたしまして、申請地は、周囲が山林で日照不足であることや、イノシシ等の鳥獣被害により収穫量が上がらず、今後農地として耕作管理していくことが困難なため、クヌギを植林し山林として管理したいとのことです。申請地は、既に植林されており無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地の周囲は山林となっており、隣接地とは十分に距離を取って植林することから、周辺への影響は無いと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

8月21日、●委員さんと一緒に、申請人である●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地は山林に隣接した傾斜地の畑で、たびたびイノシシによる被害にもあっており、収穫量が上がらず今後耕作管理していくことが困難な状態のため、クヌギを植林し山林として管理したいということです。現地は、既に植林してありましたので、始末書を提出しているとのことです。周囲に与える影響も少なく、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号の2、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第2号の2について説明いたします。地図の方は、23から25ページになります。20ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑4筆 829㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、貸資材置場等です。なお、本案件は議案第3号の案件と合わせて一体利用する計画となっております。

転用の理由といたしまして、申請人が役員を務める●は、既存の事業地が手狭で不便なため、申請地を貸資材置場等として利用したいとのことです。申請地は、既に土砂を入れて造成を行っており無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、造成の際に土留工を設けて土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透により排出することから、周辺への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

8月17日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請人の●さんは、●の役員をしております。●は、既存の資材物置が手狭になってきたことから、●さんが所有する申請地を資材置場として●に貸し付けたいということがあります。申請地は、既に造成工事を始めており、違反転用となっておりますので始末書を提出しているとのことです。周囲の農地への影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号について説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。地図の方は27から29ページになります。この案件は、先ほどの議案第2号の2の申請と合わせて、一体利用するため申請するものです。26ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 183㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、貸資材置場等です。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんは●の役員をしておりますが、既存の資材物置が手狭で不便なため、申請地を取得し、隣接地と合わせて貸資材置場等として一体利用したいということであります。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止し、雨水は浸透により排水することから、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

8月17日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、●の役員をしております。●は、既存の資材物置が手狭になってきたことから、●さんが申請地を取得したうえで、●に対して貸し付けたいということでもあります。周囲の農地への影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の30ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は、31、32ページになります。30ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 678㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。現地写真は7ページになります。6ページにお戻りください。

申請理由として、周囲が山林のため日照時間が短く耕作しても収穫量が上がらないことや、イノシシ等の鳥獣被害により農作業が困難になったため、約20年前に杉を植林し現在に至ったものです。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番

●委員

8月21日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は周囲が山林となり耕作しても収穫量が上がらないことや、イノシシなどの鳥獣被害も深刻で、他に管理する人もいなかったことから、杉を植林し現在に至ったそうです。現地を確認しましたが、申請地周辺も山林となっており、周囲への影響は少ないものと見込まれることから、特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第5号の1、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の33ページをご覧ください。議案第5号の1についてご説明いたします。地図の方は35、36ページになります。33ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和6年8月5日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、172㎡です。除外の目的は、宅地です。

それでは、34ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが宅地に転用するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請地は、●さんが自宅近くに農業用倉庫を建築したいとして、農用地から除外したい旨の申出がありました。申請地は、第一種農地に該当せず、周辺農地への影響は少ない事を考慮し、町としても計画変更は問題ないと判断しております。また、申請地は違反転用となっておりますので、農林振興課のほうで始末書の提出も確認しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番

●委員

8月23日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんは自宅近くに農業用倉庫を建築したいとのことから、農用地区域から除外する

●番  
●委員

ものであります。現地を確認しましたが、申請地周辺の農地への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第5号の2、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の37ページをご覧ください。議案第5号の2についてご説明いたします。地図の方は39、40ページになります。37ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和6年8月8日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、2,036㎡です。除外の目的は、植林です。

それでは、38ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが植林をするものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請地は、日照が十分に得られず、イノシシ被害もあり稲作等の栽培を断念せざるを得ない状況であったことから、桧を植林し山林として管理したいとして、農用地から除外したい旨の申出がありました。申請地は、第一種農地に該当せず、周辺農地への影響は少ない事を考慮し、町としても計画変更は問題ないと判断しております。また、申請地は違反転用となっておりますので、農林振興課のほうで始末書の提出も確認しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番  
●委員

8月21日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地はイノシシなどの被害がひどく耕作しても収穫量が上がらないことや、周囲が林地化して日照が悪くなったことなどから、植林をして山林として管理するため、農用区域から除外するものであります。現地を確認したところ、既に植林してありましたが、申請地周辺への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませぬか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

続きまして、議案第5号3、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の41ページをご覧ください。議案第5号3についてご説明いたします。地図の方は44、45ページになります。41ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月5日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑5筆、5,046㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、編入の目的は、5筆とも優良農地のためです。

それでは、42ページの概要書をご覧ください。1の変更事由として、対象農地は中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保全、さらには農業意欲の高揚を図るため、農用区域へ編入するものであります。

現地は、樹園地として利用されており、今後も適切に管理し農地を守っていこうということでありませぬので、事務局としては、この計画変更については適当であると考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

8月23日、農業委員さんと一緒に、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある農地です。申請地は、●さんの自宅周辺にあり、柿などを栽培しておりますので、特に問題は無いと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域に編入することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域への編入について、妥当であると認めることに決定しました。

続きまして、議案第5号4、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の46ページをご覧ください。議案第5号4についてご説明いたします。地図の方は49ページから56ページになります。46ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月5日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●・●・●・●の農地、畑7筆、28,720㎡です。土地所有者は、①番は、内子町●の●さんで、申請者は耕作者の●さんです。②番③番は、内子町●の●さんです。④番⑤番⑥番は、内子町●の●さんで、申請者は耕作者の●さんです。⑦番は、内子町●の●さんです。編入の目的は、7筆とも優良農地のためです。

それでは、47ページの概要書をご覧ください。1の変更事由として、対象農地は中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保全、さらには農業意欲の高揚を図るため、農用地区域へ編入するものがあります。なお、今回の案件につきましては、今後、栗などへの改植を行って農地を守っていこうということでもありますので、事務局としては、この計画の変更については適当であると考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。①番から順番に調査の報告をお願いします。

始めに、①番、●さんの案件についてお願いします。

●番  
●委員

8月17日、農業委員さんと一緒に現地を確認し、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある農地です。申請地は、●さんが●さんから借り受けて耕作している農地です。現在は作付けしておりませんが、綺麗に管理されております。今後、栗を栽培したいとのことで、特に問題は無いと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長

続きまして、②番と③番、所有者は内子町●の●さんです。

●番  
●委員

8月20日、●推進委員さんと一緒に、申請人の●さんに話を聞きました。現地確認も行いました。先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある優良な農地です。現地では柿を栽培しておりますが、今後は栗を栽培するとのことから、特に問題は無いと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

続きまして、④番、⑤番、⑥番、所有者は内子町●の●さんです。

●番  
●委員

8月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんに電話し、現地を回って話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある農地です。申請地は、●さんが●さんより借り受けている農地で、編入の同意を取っているとのことです。現地を確認しましたが、栗を栽培するとのことです

ので、特に問題は無いと思われま

会長

最後に、⑦番、内子町●の●さんです。

●番  
●委員

8月17日、農業委員さんと一緒に、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある農地です。現地を確認しましたが、柿畑として管理されております。編

●番  
●委員

入後は、柚子を栽培するとのことですので、特に問題は無いと思われ  
ます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域に編入することについ  
て、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域への編入について、妥当であると認め  
ることに決定しました。

次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
よる内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の57ページをご覧ください。内子町長より令和6年8月8日  
付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利  
用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日  
は令和6年8月30日です。

集積計画の概要ですが、58ページをご覧ください。利用権の新規設  
定及び再設定で、田が1筆 878㎡、畑が4筆 2,029㎡、合計  
5筆、2,907㎡です。

集積計画の内訳については、59ページをご覧ください。表の左側に  
番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、畑2筆 1,340㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、高知県●の●さん、●さん  
で、使用貸借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、畑1筆 461㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、内子町  
●の●さんで、賃借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、田1筆 878㎡、畑1筆 228㎡です。

貸付人は、東温市●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用  
貸借権の再設定です。

事務局

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。  
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思ひます。